

無線設備規則

規則

2023年 第1回 一部改正

2023年12月22日 規則 第61号

2023年7月27日 技術委員会 審議

2023年12月11日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年12月22日 規則 第61号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 一般*

1.1.5 を次のように改める。

1.1.5 用語及び定義*

この規則における用語の定義は、次のように定める。

- (1) 「条約」とは、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約の1988年改正」をいう。
- (2) 「船橋間通信」とは、船舶を通常操船する場所から行う船舶相互間の安全無線通信をいう。
- (3) 「無休聴守」とは、船舶の受信能力が損なわれ若しくは自船の通信により妨げられるとき又は設備が定期的な保守若しくは点検を受けるときの短時間を除くほか、中断することのない関連する無線の聴守をいう。
- (4) 「デジタル選択呼出し(DSC)」とは、無線局が他の無線局と連絡をとり、かつ、情報を移転することを可能にするデジタル符号を用いた技術であって、これに関連する国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)の勧告に適合したものをいう。
- (5) 「直接印刷電信」とは、関連する国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)の勧告に適合した自動電信技術をいう。
- (6) 「一般無線通信」とは、無線で行われる運航に関する通信及び公衆通信(遭難通報、緊急通報及び安全通報を除く。)をいう。
- (7) ~~「インマルサット」とは、1976年9月3日に採択された国際海事衛星機構(INMARSAT)に関する条約により設立された機構をいう。~~「AIS-SART」とは、AIS専用の周波数(161.975MHz及び162.025MHz)で動作可能な船舶自動識別装置を使用した搜索救助のためのトランスミッターをいう。
- (8) 「位置の探知」とは、遭難した船舶、航空機、設備又は人を発見することをいう。
- (9) ~~「極軌道衛星業務」とは、衛星系非常用位置指示無線標識からの遭難警報を受信し、中継する極軌道衛星に基づく業務であって、当該衛星系非常用位置指示無線標識の位置を示すものをいう。~~「衛星系非常位置指示無線標識(EPIRB)」とは、周波数帯406.0~406.1MHzで動作し、衛星を介して救難調整センターに遭難警報を送信し、現地の位置の信号を送信することができる送信機をいう。
- (10) 「船舶の通常操船される場所」とは、航海船橋を意味し、航海船橋内を隔壁で区切られていない操舵スペース及び海図スペース等の区域をいう。
- (11) 「A1水域」とは、当該水域において海岸局との間でVHF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してVHFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域(湖川を除く。)であって、国土交通省告示で定めるもの及

- び条約締約国政府が定めるものをいう。
- (12) 「A2 水域」とは、当該水域において海岸局との間で MF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川及び A1 水域を除く。）であって、国土交通省告示で定めるもの及び条約締約国政府が定めるものをいう。
 - (13) 「A3 水域」とは、当該水域において~~インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話移動衛星業務~~により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1 水域及び A2 水域を除く。）であって、国土交通省告示で定めるものをいう。
 - (14) 「A4 水域」とは、湖川、A1 水域、A2 水域及び A3 水域以外の水域をいう。
 - (15) 「一般通信用無線電信等」とは、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備であって、本会が適当と認めるものをいう。
 - (16) 「設備の二重化」とは、予備の無線設備を備えることをいう。
 - (17) 「陸上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者（船員を除く。）が定期的に点検及び修理を行うことをいう。
 - (18) 「船上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行うことができる資格を有する船員者が保守及び修理を行うことをいう。
 - (19) 「検査基準日」とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。
 - (20) 「移動衛星業務」とは、衛星システムを通して運用される GMDSS 用のサービスであって、国際海事機関により認定されたものをいう。
 - (21) 「全世界的な海上遭難安全制度無線通信（GMDSS）」とは、**4.1-1.(1)**に規定する機能を実行するシステムのことをいう。
 - (22) 「GMDSS の識別」とは、船舶やそれに付随する救助艇や生存艇を一意に識別するために送信されうる情報をいう。これらの識別情報は、船舶の呼出符号、海上移動業務識別（MMSI）番号、EPIRB の 16 進数の識別情報、移動衛星業務の識別情報、機器の製造番号である。
 - (23) 「海上安全情報（MSI）」とは、船舶に向け放送される航行警報、気象警報、気象予報その他の緊急安全関係通報をいう。MSI の IMO/IHO/WMO の統合マニュアル（MSC.1/Circ.1310）も参照すること。
 - (24) 「レーダー-SART」とは、周波数帯 9.2~9.5GHz のレーダー周波数で動作する捜索救助用トランスポンダーをいう。
 - (25) 「無線通信規則（Radio Regulation（RR））」とは、国際電気通信連合憲章を補完する無線の規則で、任意の時点で効力を有するものをいう。
 - (26) 「406MHz の衛星業務」とは、周波数帯域 406.0~406.1MHz で送信する EPIRB を検出するように設計された、全世界で利用可能な衛星システムを通じて運用される業務をいう。

3章 無線設備

3.1 一般

3.1.1 配置及び性能*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 全ての船舶の無線設備の機器及び装置の配置は、次の(1)から(5)の規定を満足しなければならない。

- (1) 適切に使用することにより、機械的、電氣的又はその他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し、有害な相互干渉が生じないような位置に設けられること。
- (2) 安全性を損なうことなく、確実に運用できる位置に設けられること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温又は有害な環境による影響から保護されること。
- (4) 無線設備を操作する装置を十分に照明するため、主電源及び非常電源から独立した電源から供給される照明装置が恒久的に取付けられること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出し符号、船舶局識別及びその他の符号使用者による利用される GMDSS の識別の情報のうち該当するものが明確に表示されること。

-2. 全ての船舶に備え付ける無線設備は、3.2.1 から 3.2.78 に規定する無線設備並びに 3.2.8 及び 3.2.9 に規定する無線救命設備の要件を満足しなければならない。

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 機器及び装置*

3.2.1 から ~~3.2.98~~ に定める機器又は装置は、本会が適当と認めるものでなければならない。

3.2 無線設備

3.2.1 VHF 無線設備*

-1.(1)から(3)を次のように改める。

-1. VHF 無線設備は、次の(1)から(3)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

(1) VHF デジタル選択呼出装置

周波数 156.525MHz (VHF 第 70 チャンネル) で遭難、緊急及び安全の通信の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、当該チャンネルにて、遭難警報を発信できること。さらに安全設備規則 4 編 2 章 2.1.21 にもよること。

(2) VHF 無線電話

- (a) 周波数 156.300MHz (第 6 チャンネル) , 156.650MHz (第 13 チャンネル) 及び 156.800MHz (第 16 チャンネル) で無線電話通信を送信及び受信できること。
- (b) 156MHz と 174MHz の間の周波数帯 (以降、VHF 帯とも呼称) の周波数で無線

電話による一般無線通信を送信及び受信できること。

- (3) VHF デジタル選択呼出無休聴守装置
VHF 第 70 チャンネルでデジタル選択呼出しを無休聴守できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.22 にもよること。

3.2.2 MF 無線設備

(1)から(3)を次のように改める。

MF 無線設備は、次の(1)から(3)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

- (1) MF デジタル選択呼出装置
周波数 $2,187.5\text{kHz}$ で、遭難及び安全の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.23 にもよること。
- (2) MF 無線電話
- (a) 周波数 $2,182\text{kHz}$ ~~及び $1,605\text{kHz}$ と $4,000\text{kHz}$ との間~~の周波数帯にある周波数で遭難、緊急及び安全の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。
- (b) $1,605\text{kHz}$ と $4,000\text{kHz}$ との間の周波数帯（以降、MF 帯とも呼称）の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (3) MF デジタル選択呼出無休聴守装置
~~遭難安全~~周波数 $2,187.5\text{kHz}$ でデジタル選択呼出しを無休聴守できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.24 にもよること。

3.2.3 MF/HF 無線設備

(1)から(4)を次のように改める。

MF/HF 無線設備は、次の(1)から(4)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。また、当該 MF/HF 無線設備は、HF 無線設備に MF 無線設備の能力を追加することによって満たすことができる。

- (1) MF/HF デジタル選択呼出装置
~~MF/HF 帯の周波数で MF 帯及び $4,000\text{kHz}$ と $27,500\text{kHz}$ との間~~の周波数帯（以降、HF 帯とも呼称）にある周波数で、遭難、緊急及び安全の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.23 にもよること。
- (2) MF/HF 無線電話
- (a) ~~$1,605\text{kHz}$ と $4,000\text{kHz}$ との間~~の周波数帯及び ~~$4,000\text{kHz}$ と $27,500\text{kHz}$ との間~~の周波数帯 MF 帯及び HF 帯にある周波数で遭難、緊急及び安全の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。
- (b) ~~MF/HF 帯~~ MF 帯及び HF 帯の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (3) MF/HF デジタル選択呼出無休聴守装置
遭難安全周波数 $2,187.5\text{kHz}$ 及び $8,414.5\text{kHz}$ 並びに $4,207.5\text{kHz}$, $6,312\text{kHz}$, $12,577\text{kHz}$ 又は $16,804.5\text{kHz}$ のうち少なくとも 1 つの周波数によるデジタル選択呼出しを無休

聴守できること。当該装置は、常に、これらのデジタル選択呼出しの遭難安全周波数のうちからいずれかの周波数を選択することができること。この装置は走査受信機により行うことができる。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.24 にもよること。

(4) MF/HF 直接印刷電信装置

- (a) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の周波数で遭難及び安全の目的のための直接印刷電信を送信及び受信できること。
- (b) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の周波数で直接印刷電信による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (c) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の直接印刷電信による海上安全情報を受信することができること。~~MF/HF 直接印刷電信による海上安全情報に関する業務が提供される水域のみの航海に従事する船舶であって、当該業務を受信することができる設備を備える場合には、高機能グループ呼出受信機を免除することができる。~~

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 ~~インマルサット又はその他の移動衛星業務による通信装置~~

~~インマルサット又はその他の移動衛星業務（以下、本 3.2.4 において、「移動衛星業務」という。）による通信装置は、次の(1)の装置又は(1)及び(2)の装置を組み合わせたもの~~いい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

(1) 移動衛星業務のための船舶地球局

- (a) ~~直接印刷電信による~~遭難、緊急及び安全に関する目的のための通信を送信及び受信できること。
- (b) ~~無線電話又は直接印刷電信のいずれかを~~用い、一般無線通信を送信及び受信できること。
- (c) 陸上から船舶への遭難警報を無休聴守できること。

(2) 高機能グループ呼出受信機

移動衛星業務による高機能グループ呼出しにより海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.20 にもよること。

3.2.5 を次のように改める。

3.2.5 ~~本船用レーダー・トランスポンダー-SART 及び AIS-SART~~

~~本船用レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART は、次の要件を満たさなければならない。~~レーダー-SART 及び AIS-SART は、9GHz 帯又は AIS 専用の周波数で作動できなければならない。また、安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-2.、安全設備規則 3 編 3 章 3.30 にもよること。

3.2.6 を次のように改める。

3.2.6 ~~国際ナブテックス受信機海上安全情報及び搜索救助関連情報受信機*~~

~~国際ナブテックス業務による放送船舶が従事する全航海の間、海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信できなければならない。~~また、ナブテックス受信機は、安全設備規則 3 編 2 章 2.1.19 にもよること。

3.2.7 を次のように改める。

3.2.7 衛星系非常用位置指示無線標識 (EPIRB)

- ~~(1) 406/121MHz の周波数帯の極軌道衛星業務によって遭難警報を送信することができること。~~
- ~~(2) 容易に近付き得る場所に積付けなければならない。~~
- ~~(3) 手動により取外すことができ、かつ、救命艇及び救命いかだの中に一人で持込むことができなければならない。~~
- ~~(4) 船舶の沈没の際に離脱して浮かび、かつ、浮かんだときに自動的に始動することができる。~~
- ~~(5) 手動により始動することができる。~~
- (5) 安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-3. または 2.16.1-4. にもよること。

3.2.8 を次のように改める。

3.2.8 双方向 VHF 無線電話装置

周波数 156.800MHz (VHF 第 16 チャンネル) 及び少なくとも 1 つの追加チャンネルで運用される持運び式でかつ救命艇及び救命いかだ相互間、救命艇及び救命いかだと船舶との間及び救命艇及び救命いかだと救助ユニットとの間の現場通信に使用できなければならない。

~~救命艇及び救命いかだに固定式双方向 VHF 無線電話装置を備える場合、性能基準を満たさなければならない。また、安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-1. にもよらなければならない。~~

3.2.9 を削る。

~~3.2.9 生存艇用レーダー・トランスポンダー~~

~~生存艇用レーダー・トランスポンダー及び生存艇の AIS-SART は次の(1)及び(2)の要件を満足しなければならない。~~

- ~~(1) 9GHz 帯又は AIS 専用の周波数で作動できること。~~
- ~~(2) 生存艇に迅速に備え付けることができるような場所に設置されること。~~

4章 通信システム

4.1 を次のように改める。

4.1 一般

-1. 船舶は、海上にある間、次の GMDSS の機能を実行できる通信能力を有しなければならない。

- (1) 異なる無線通信業務の少なくとも2台の分離しかつ独立した設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信できること。
- (2) 陸上から船舶への遭難警報を受信できること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信及び受信できること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信及び受信できること。
- (5) 現場の通信を送信及び受信できること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに9GHzの周波数帯で運用されるレーダーによって、その信号を受信できること。(3.2.5, 安全設備規則4編2章2.1.4-1, 安全設備規則4編2章2.1.16も参照のこと。)
- (7) 海上安全情報を送信及び受信できること。
- (8) ~~陸上の無線体制又は無線通信網へ~~一般無線通信緊急通信や安全通信を送信及び受信できること。
- (9) 船橋間通信を送信及び受信できること。

-2. 船舶は、海上にある間、一般無線通信を受信及び送信できる通信能力を有しなければならない。

-3. 船舶が従事する全航海の間、船舶には、海上安全情報及び捜索救助関連情報を受信できる受信機を備えなければならない。3.2.6にもよること。

-4. 安全設備規則3編2章2.16.1-1から-4にもよらなければならない。

4.2 を次のように改める。

4.2 無線設備 - A1 水域*

A1 水域のみ（湖川を含む。）の航行に従事する船舶は、表4.2に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない

表 4.2 を次のように改める。

表 4.2 A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

| 区分 | 無線設備 |
|--------|--------------------|
| すべての船舶 | VHF 無線電話設備 (3.2.1) |

(備考)

1. VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
3. 一般通信用無線電信等を備える船舶であって次のいずれかに該当するものについては、VHF 無線電話を備えなくてもよい。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備 - ~~A1~~及び~~A2~~ 水域*

~~-1. A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）は、表 4.3 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。~~

~~-2. 次のいずれかの設備により一般無線通信を送信及び受信できなければならない。~~

- ~~(1) 1,605 kHz と 4,000 kHz との間又は 4,000 kHz 及び 27,500 kHz との間の周波数帯で送信及び受信できる無線設備。当該設備は、表 4.3 の MF 無線設備に含めることとしてもよい。~~
- ~~(2) 移動衛星業務を用いる船舶地球局~~

表 4.3 を次のように改める。

表 4.3 ~~A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみ~~を航行する船舶
~~（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）~~

| 区分 | 無線設備 |
|--------|--|
| すべての船舶 | (1) MF 無線電話設備 (3.2.2(2)(b)) を除く 3.2.2 全て (2) VHF 無線電話設備 (3.2.1) |

(備考)

1. MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、次の(a)から(e)のいずれかの無線設備を備えなければならない。ただし、国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、一般通信用無線電信等を備えることとして差し支えない。
 - ~~(a) HF 直接印刷電信~~
 - (b) HF 無線電話
 - (b) ~~インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信データ通信~~
 - (c) ~~インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話~~
 - ~~(e) MF 直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）~~
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（**鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)**のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、**鋼船規則 A 編 2.1.3** に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
3. 一般通信用無線電信等を備える船舶であって次のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
4. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備 - ~~A1, A2 及び A3 水域*~~

~~-1. A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみ~~を航行する船舶~~（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）~~は、表 4.4 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

~~-2. 次のいずれかの設備により一般無線通信を送信及び受信できなければならない。~~

(1) 1,605kHz と 4,000kHz との間又は 4,000kHz 及び 27,500kHz との間の周波数帯で送信及び受信できる無線設備。当該設備は、表 4.4 の MF 無線設備に含めることとしてもよい。

(2) 移動衛星業務を用いる船舶地球局

表 4.4 を次のように改める。

表 4.4 ~~A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）~~

| 区分 | 無線設備 |
|---|--|
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶 | (1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話及び MF 直接印刷電信 (b) インマルサット直接印刷電信又は本会が 相当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 本会が相当と認める移動衛星業務のための船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) MF 無線電話設備 (3.2.2(2)(b) を除く 3.2.2 全て) (3) VHF 無線電話設備 (3.2.1) |
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶 | (1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 (ba) HF 無線電話 (eb) インマルサット直接印刷電信又は本会が 相当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 データ通信 (dc) インマルサット無線電話又は本会が 相当と認める移動衛星業務による無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話 |

(備考)

1. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
2. 次のいずれかに該当する船舶については、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
3. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等
4. 表 4.7.2-3.の規定により設置された予備の移動衛星業務の通信範囲は、主装置として設置された移動衛星業務による船舶地球局の通信範囲以上のものとする。
5. 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶において、表 4.7.2-3.の当該区分の MF/HF 無線設備を装備した場合、表 4.4 の当該区分の(2)の主装置としての MF 無線設備の設置要件を満たしたとみなすことができる。

4.5 を次のように改める。

4.5 無線設備 – ~~A1, A2, A3~~ 及び A4 水域*

~~すべての~~ A4 水域の航海に従事する船舶は、表 4.5 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.5 を次のように改める。

表 4.5 A4 水域を航行する船舶

| 区分 | 無線設備 |
|--|--|
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶 | (1) HF 直接印刷電信 MF/HF 無線設備 (3.2.3(4)を除く 3.2.3 全て) (2) HF 無線電話 (3) MF 直接印刷電信 (4) MF 無線電話 (5) VHF 無線電話設備 (3.2.1) |
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶 | (1) HF 直接印刷電信 又は HF 無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話 |

(備考)

総トン数 100 トン未満の船舶については、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。

4.6 相互通信装置等

4.6.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 遭難警報に船舶の位置情報を自動的に取込むことのできるすべての相互通信装置 (VHF, MF/HF 及び移動衛星業務によるもの) は、当該位置情報を衛星航法装置から自動的に取得できるように措置されたものでなければならない。~~このように措置されない~~相互通信装置が故障した場合については、航行中、4 時間を超えない間隔で手動により当該船舶の位置情報を更新して、常時送信可能なようにしておかなければならない。位置情報の取得については、IMO 決議 MSC.514(105)を参照すること。

-2. 本規則において要求される設備が、航海設備又はその他の設備からの連続した情報入力を必要とするものについては、主電源又は非常電源が故障した場合に、当該情報の供給を引き続き確保するための設備が備えられなければならない。

4.7 保守要件

4.7.1 一般*

-3.及び-6.を次のように改める。

-1. 設備は微細な再較正又は再調整することなく、その主要なユニットを容易に交換することができるように設計されていなければならない。

-2. 設備は、可能な場合には、検査及び船上保守を行うために容易に近付き得るように組立て及び備えられていなければならない。

-3. IMO 決議 A.694(17), IMO 決議 A.813(19)及び IMO 決議 MSC/Circ.862を参考にして、設備を適正に運用し、維持するため適切な情報が提供されていなければならない。

-4. 設備を維持するため、適当な工具及び予備品が備えられていなければならない。

-5. A1 水域（湖川を含む。）内又は A2 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事しない船舶を除く。）及び A3 水域内又は A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守若しくは船上保守又はこれらを組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。

-6. ~~A3 水域内及び~~又は A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうち少なくとも 2 つの方法を組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。

-7. 前-5.及び-6.の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した無線設備の保守実施要領を作成し、かつ、本会の承認を受け、これを船内に備えなければならない。当該措置及びその実施方法を変更する場合も同様とする。

-8. 前-7.の規定は、次の(1)から(3)に掲げる船舶には適用しない。

(1) 国際航海に従事しない船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものに限る。）であって沿海区域又は平水区域を航行区域とするもの

(2) 前(1)に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶

(3) その他本会が適当と認める船舶

-9. この規則に定めるすべての機能要件に確実に適合するよう設備を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置がとられていなければならない。

4.7.3 を次のように改める。

4.7.3 陸上保守*

陸上保守は、次の(1)から(3)に次のいずれかに該当する方法により行われるものでなければならない。

(1) 無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的な点検及び修理を行うことを契約により委託する方法

(2) 船舶の就航航路に応じて無線設備の有効性を保持するための点検及び修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備えた拠点を設け、定期的な点検及び修理を行う方法

(3) 前(1)及び(2)以外の方法であって無線設備の有効性を保持するための定期的な点検

及び修理を行うものとして本会が適当と認めるもの

4.7.4 を次のように改める。

4.7.4 船上保守

船上保守は、手引書、予備の部品、測定器具及び工具であって船上において行う無線設備の保守及び修理に必要なものを備え、かつ、資格を有する船員者により行われるものでなければならない。

表 4.7.2-1. から表 4.7.2-4. を次のように改める。

表 4.7.2-1. A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

| 区分 | 予備の無線設備 |
|--------|---|
| すべての船舶 | VHF 無線設備 <u>(3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)</u> |

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

表 4.7.2-2. ~~A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶~~
~~（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）~~

| 区分 | 予備の無線設備 |
|--------|--|
| すべての船舶 | <p>(1) 次の(a)から(ed)までのいずれかの無線設備</p> <p>(a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))</p> <p>(ba) HF 無線電話 <u>(3.2.3(2))</u>, HF デジタル選択呼出装置 <u>(3.2.3(1))</u> 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 <u>(3.2.3(3))</u></p> <p>(eb) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信データ通信 (3.2.4)</p> <p>(ec) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話 (3.2.4)</p> <p>(ed) MF 無線電話 <u>(3.2.2(2)(a))</u> 及び MF デジタル選択呼出装置 <u>(3.2.2(1))</u></p> <p>(2) VHF 無線設備 <u>(3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)</u></p> |

(備考)

- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、(1)に掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（~~インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話並びに本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信及び本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を除く。~~）又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 近海区域を航行区域とする船舶であって本会が適当と認めるもの
- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-3. ~~A1 水域（湖川を含む。）~~，~~A2 水域又は A3 水域のみ~~を航行する船舶
~~（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）~~

| 区分 | 予備の無線設備 |
|---|---|
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶 | (1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 、HF 無線電話 (3.2.3(2))、 HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1))、HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))、 MF 直接印刷電信 、MF 無線電話 (3.2.3(2))、 MF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3)) (b) インマルサット直接印刷電信 又は本会が 相当と認める移動衛星業務による直接印 刷電信船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) VHF 無線設備 (3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て) |
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶 | (1) 次の(a)から(㉔)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装 置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (㉑) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及 び HF デジタル選択呼出聴守装置 (㉒) インマルサット直接印刷電信 又は本会が 相当と認める移動衛星業務による直接印 刷電信データ通信 (㉓) インマルサット無線電話 又は本会が相当 と認める移動衛星業務による無線電話 (2) VHF 無線設備 |

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

- (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
- (b) 二時間限定沿海船等

表 4.7.2-4. A4 水域を航行する船舶

| 区分 | 予備の無線設備 |
|---|--|
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶 | (1) HF 直接印刷電信 , HF 無線電話 (3.2.3(2)), HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)), HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3)), MF 直接印刷電信 , MF 無線電話 (3.2.3(2)), MF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3)) (2) VHF 無線設備 (3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て) |
| 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶 | (1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 , HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備 |

(備考)

- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。
- 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶に備えるべき予備の無線設備 (VHF 無線設備を除く。) については、本会が相当と認める場合に限り、~~インマルサット直接印刷電信~~又は本会が相当と認める移動衛星業務による直接印刷電信船舶地球局に代えることができる。
- 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶に備えるべき予備の無線設備 (VHF 無線設備を除く。) については、本会が相当と認める場合に限り、~~インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話~~又は本会が相当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が相当と認める移動衛星業務による無線電話に代えることができる。

4.8 電源

4.8.2 を次のように改める。

4.8.2 非常電源*

VHF 無線設備並びに船舶の従事する水域に応じ要求される MF 無線設備、~~インマルサット船舶地球局~~又は本会が相当と認める移動衛星業務による船舶地球局及び MF/HF 無線設備に対して、総トン数 500 トン以上の貨物船は 18 時間の給電ができなければならない。

4.8.3 補助電源*

-1.を次のように改める。

-1. 船舶には、主電源及び非常電源が故障した場合に、遭難及び安全、緊急に関する無線通信を行うことができるよう無線設備に給電する補助電源を備えなければならない。当該補助電源は、本規則の規定により要求される VHF 無線設備並びに当該船舶の従事する水域に応じ、要求される MF 無線設備、MF/HF 無線設備、~~インマルサット通信装置~~又は本会が相当と認める移動衛星業務による通信装置のうちいずれかの設備並びに-3.、-4.及び-7.に規定する追加の負荷に対し、少なくとも次の時間、同時に給電することができなければならない。

- 非常電源を備えた船舶であって 4.8.2 の規定に適合するものについては、1 時間
- 4.8.2 の規定に適合する非常電源を備えていない船舶にあつては、6 時間

附 則

1. この規則は、2024年1月1日から施行する。
2. 次の規定により、施行日前に備え付けられた HF 直接印刷電信または MF 直接印刷電信は、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 表 4.3 備考 1
 - (2) 表 4.7.2-2.
 - (3) 表 4.4, 表 4.5, 表 4.7.2-3.及び表 4.7.2-4.の国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶

無線設備規則検査要領

要
領

2023年 第2回 一部改正

2023年12月22日 達 第58号

2023年7月27日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 22 日 達 第 58 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 章 無線設備

3.1 一般

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 機器及び装置

規則 3.1.2 に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、規則 3.2.1 から ~~3.2.9~~3.2.8 の要件に加え、船舶安全法第四条の要件を満足するものをいう。

3.2 無線設備

3.2.6 として次の 1 条を加える。

3.2.6 海上安全情報及び搜索救助関連情報受信機

規則 3.2.6 の適用上、ナブテックス水域を航行する場合、国際ナブテックス業務により、海上安全情報や搜索救助関連情報の放送を受信できること。

ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合、国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告 688 の HF の狭帯域直接印刷電信 (NBDP) による受信、または規則 3.2.4(2) でいう移動衛星業務に付加される高機能グループ呼出受信機により、海上安全情報や搜索救助関連情報の放送を受信できること。

4章 通信システム

4.8 電源

4.8.3 補助電源

-3.を削り，-4.及び-5.を-3.及び-4.に改める。

-1. (省略)

-2. (省略)

~~-3. インマルサット通信設備 A 型又は B 型を義務設備とする場合、船舶のジャイロコンパスから船首方位の入力が必要であるので、船舶の主電源及び非常電源が喪失した時でも、当該情報を引続き確実に供給することができる電源設備を備えること。~~

-4. 規則 4.8.3 に規定する補助電源には、衛星航法装置を接続しても差し支えない。この場合、補助電源の容量はこの装置の消費電力を考慮したものとすること。

~~-5. 規則 4.8.3-1.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。~~

5章 極海を航行する船舶の無線設備

5.3 規則

5.3.1 を次のように改める。

5.3.1 船舶の通信

-1. 規則 5.3.1-2.に規定する音響信号装置は、次を満足するものであること。

- (1) 短音（継続時間約 1 秒の吹鳴）及び長音（継続時間 4～6 秒の吹鳴）の組み合わせにより航行中必要な信号を発することができること。
- (2) 船尾方向において音圧が最大となるような位置に設置されていること。
- (3) 航行する海域において予想される環境条件の下でその機能性を維持するよう設計、製造及び設置されること。

-2. 規則 5.3.1-3.に規定する持ち運び式の双方向 VHF 電話装置は、IMO 決議 MSC.516(105)及び MSC.80(70)の性能基準に従うことを原則とする。

附 則

1. この達は、2024 年 1 月 1 日から施行する。